

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宗像市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧宗像市地域

#### (1) 現況

本地域では、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業に加え、いちごやトマト等の施設園芸等が展開されている。しかし、都市化がすすむ中、農家戸数の減少とともに専業農家数も減少し、農業生産活動のほか農道、水路等の地域資源の保全管理について、農業者のみで担うことが困難になりつつあり、幅広い主体により共同で農用地や施設の保全管理を行う体制づくりが求められる。地域の一部の急傾斜地では過疎化、高齢化が進行し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、一部地域では、付加価値の高い米の生産に意欲的な農業者がみられ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域共同で行う農用地、農道、水路等の地域資源の適切な保全管理を支援するとともに同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援する。また、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生産多様性を保全する。以上、3事業の取組により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧玄海町地域

#### (1) 現況

本地域は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業や、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業、いちごやトマト等の施設園芸等が展開されている。しかし、過疎化や高齢化が進行しており、農業生産活動のほか農道、水路等の地域資源の保全管理について、農業者のみで担うことが困難になりつつあり、幅広い主体により共同で農用地や施設の保全管理を行う体制づくりが求められる。また、特定農山村地域や中山間地域に指定される等、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域共同で行う農用地、農道、水路等の地域資源の適切な保全管理を支援するとともに同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援する。また、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生産多様性を保全する。以上、3事業の取組により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧大島村地域

#### (1) 現況

本地域は、離島であり農地の大部分が急傾斜地である。稲作経営が行われているが、過疎地域及び特定農山村地域に指定される等、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援するとともに同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生産多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧宗像市の農業振興地域内の農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
旧玄海町の農業振興地域内の農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
旧大島村の農業振興地域内の農用地区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

### 1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体と連携することとする。

## 2 法第3条第3項第2号に掲げる事業について

### (1) 対象農用地の基準

#### ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、その一部を対象とすることができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### (ア) 対象地域

##### a 特定農山村法指定地域

##### b 福岡県知事が地域の実情に応じて特定農山村法により指定した地域

#### (イ) 対象農用地

##### a 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑及び草地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### b 自然条件により小区画・不整形な田

##### c 市長の判断によるもの

#### (a) 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑及び草地 8 度以上 15 度未満

##### i 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合。ただし、急傾斜農用地と同一の集落協定内とする。

##### ii 緩傾斜という条件に次のいずれかが加わる場合

##### (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%、畑 10%の場合。

##### (ii) 土壌条件が著しく悪い場合

##### (iii) その他

#### (b) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑 15%以上の農地

### (3) 対象者

対象者は、集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。また、認定農業者に準ずるものとは、本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に位置付けられている水準を目標としていると市長が認めたものとする。

### (4) その他

上記のほか、この制度について必要な事項は、市長が別に定める。